

令和7年第10回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年10月2日(木)							
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』							
時 間	午前9時00分～9時34分							
出席委員	大島和夫 会長 北村雅幸 委員 高木茂之 委員 遠藤暁 委員 田中誠悦 委員 佐藤友能 委員 椎川健一 委員				小林信之 渡邊琢磨 工藤猛 猪股誠 松橋良子 土井博文			
出席した事務局職員	澤井公子 局長 武田聖子 事務補助				小野舜 主事			
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 開会 会長あいさつ 議事録署名委員の指名について 議事 <p>【議案第47号】 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対し、県知事へ進達のため意見を求める件について</p> <p>【議案第48号】 農用地利用集積等促進計画案(令和7年第9号)の意見聴取に対し、意見を求める件について</p> <p>【議案第49号】 大潟村長に対する農用地の買入協議の要請について</p> <p>【報告第4号】 特例事業(農地売買等事業)における手数料引き下げの要望に係る回答について</p> <ol style="list-style-type: none"> 閉会 							

審議内容	只今から、令和7年第10回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>10月に入りまして稻刈りもだいぶ進んでいることと思います。早い方は終わっているような話も聞こえております。ご存じの通り米価は異常なほどの高騰となっております。今年の収量は人によってばらつきはあると思いますが、まずまずの感触と聞いております。ただ、圃場が悪天候のせいで非常に柔らかくなってしまっており稻刈りに苦労されている方もいるということです。この委員での定例会は今日が最後となります。先月の議会で次の委員13名が採択となっており、現委員から私を含め5名が勇退される事となりました。今後農業委員会の中で課題として農地移動が多くなると、昔行われた交換分合が増反地を含め起こりうるかなと言うことと、昨年からの米不足の中で一般企業が農業・米に対して非常に関心を持っております。今は国の規制が厳しく参入できておりませんが、企業が参入する方が効率的な部分が可能になるような気がします。これも国・県の法律等を変えて行かなければならぬのでしょうか。その場合大潟村が非常に効率的な農地として目をつけられやすいと思います。それに対して今後大潟村農業委員会がどのように対処していくか問われると思います。急激な変化というのは一般農家に対して非常に好ましくないと思うので今後の農業委員会の仕事としてどのようにして判断していくかが問われるのではないかと思います。このようなことが今後の農業委員会の仕事となっていくのではないかと思います。私は次期は離れますがこれからの委員の方々に色々勉強しながら頑張ってもらいたいと思います。この3年間皆さんとの協力の下会長としてやることができました。歴代の委員の方々、事務局の方ありがとうございました。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>9月10日大潟神社に於いて、令和7年度例大祭に出席しております。</p> <p>9月11日パークホテルに於いて、令和7年度中央地区会長、職務代理者、事務局長会議に事務局長が議会のため私と小林職務代理2人で出席致しました。</p> <p>以上です。</p>

会長	議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。 【議事録署名委員】 13番 権川健一委員 1番 北村雅幸委員
会長	議案第47号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対し、県知事へ進達のため意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	議案第47号は農業機械格納等の農舎を建築の為の転用手続きです。 (議案第47号について、議案書の朗読) 本案件はB地区転用等確認班の小林職務代理・松橋委員・事務局とで現地を確認に行って、周辺農地に係る営農条件への支障はないものと思われました。また、許可の検討事項につきましても特に問題はなく許可相当と思われます。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
渡邊委員	この土地に既存で簡易的な建物があると言うことですが、ハウスのような小屋ですか。
局長	ハウスではありませんが、建物ではない構築物ということです。償却資産で課税となっているものです。
遠藤委員	建物の図面が添付されておりますが、農地転用申請にはこれも必要ですか。
局長	土地とそれに対する建物について過度な面積ではないかの把握のため県からの提出が求められております。
会長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。

会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第47号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第48号「農用地利用集積等促進計画案(令和7年第9号)の意見聴取に対し、意見を求める件について」上程いたします。 事務局より説明いたします。
局長	<p>本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。</p>
小野主事	<p>整理番号7-126高齢化による経営縮小により、田2筆9,894m²、対価10a 20,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-127田2筆9,894m²、対価10a 20,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-128高齢化による経営縮小により、田5筆25,312m²、対価10a 15,400円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-129田5筆25,312m²、対価10a 15,400円、期間5年間の賃貸借権設定です。</p>
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
土井委員	米の価格が高騰しておりますが、賃貸料が安い等の声はありますか。県内でのトラブルなどはありませんか。
局長	今のところ賃貸料の不満やトラブルなどの情報は聞いてはおりません。

会長	今のところ、賃貸料は昨年からあまり変化はありませんが、これからは少しづつ変化があるかもしれませんね。
会長	他にご意見ございませんか。
遠藤委員	すべて中間管理機構に預けての賃貸借となります、なぜ賃貸料に差があるのですか。今後均等にしていく方向付けはあるのですか
局長	今では相対での集積計画の賃貸契約はできないので、すべて一旦中間管理機構に預ける促進等計画で行いますが、賃貸料に関してはそれぞれの事情で変わってきますので均等とはなりません。農業委員会で毎年前年の平均賃貸料を示しておりますのでそれを参考にそれぞれに決めていただいております。昨年の平均賃貸料は大潟村入植者所有農地は10a30,000円、増反地は地区によって平均値を出しており、10a15,000円～20,000円となっております。
会長	他にご意見ございませんか。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第48号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第49号「大潟村長に対する農用地の買入協議の要請について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	議案第49号の議案書に基づき説明。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。

土 井 委 員	この方はこれが全農地ですか。
局 長	はい、そうです。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第49号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	報告第4号「特例事業(農地売買等事業)における手数料引き下げの要望に係る回答について」事務局より報告願います。
局 長	報告第4号について県農業公社の方が来られ、資料にあるとおり、租税公課や貸倒引当金など、農地価格が高いほど高額であり補助対象外であること。全国の事業主体と比較して、低率であること。使用貸借による1耕作タイプと4耕作タイプの賃料1/2を売買価格から控除するのは秋田県独自の事業努力によるものであることなどが説明されました。その他に売買手数料の上限額を設定した試算の説明もありましたが、上限額を設定してしまうと、売買金額に応じた手数料に不均衡が生じてしまう現象が起きてしまうため、公平性の観点から難しいとのことでした。このようなことからこちらからの要望についてはできないことをご理解くださいと回答いただきました。

会長	県農業公社でも、今までここまで踏み込んだ試算をしてこなかったのでいい機会となったとのお話もされておりました。現状要望は通らなかつたのですが、農業公社からの内容を見ますと今まで見えていなかつたメリットもそれ以上あるんだなということを感じました。
会長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。